

## 消費税率を10%に引き上げることの中止を求める意見書

政府は、消費税率引き上げの理由として、特定の者に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいとしています。しかし、年金削減や医療・介護など社会保障費の負担増、物価の上昇で、市民生活はいま、大変深刻な状況です。消費税は、導入当時から、高所得層よりも低所得層のほうが税負担が重くなる逆進性が最大の欠陥と指摘されてきました。日本国憲法では、応能負担原則の税制確立を要請しています。社会保障や財政再建のための財源は、消費税増税だけに頼ることなく、税金の集め方や使い方を見直すことで賄うべきです。

また、消費税率10%への引き上げに伴う低所得者への配慮の策として、軽減税率制度を導入するとしています。この制度には中小事業者にとって、大きな問題があります。軽減税率制度が実施されれば、仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス」制度が導入されることとなります。しかし、免税事業者はインボイスを発行することができません。これは、仕入税額控除ができないことを理由に、免税事業者が取引から排除される可能性があることを意味します。免税事業者は、取引を続けるために課税事業者になることを余儀なくされます。課税売上高が1千万円以下である免税事業者にとっては大きな負担となり、中小事業者の経営悪化は、地域経済に深刻な影響を及ぼします。

平成26年4月に消費税率が5%から8%に引き上げられた際は、戦後初めて2年連続で個人消費がマイナスになりました。消費税率を10%に引き上げれば景気の冷え込みを招くという予測は、政府だけでなく経済問題の専門家のほぼ共通認識となっています。増税を強行すれば、市民生活と地域経済に重大な打撃を与えかねません。

よって、政府関係機関に対し、消費税率を10%に引き上げることの中止をよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成30年12月20日

岩手県北上市議会

(提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣